

## 労働者派遣事業に係る情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定に従い、以下の通りお知らせします。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 事業所の名称  | 株式会社プライム            |
| 事業所の所在地 | 広島県広島市中区幟町 3-55-501 |

### 1. 派遣労働者の雇用等実績

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 派遣労働者の数（令和6年6月1日時点）  | 63人   |
| 派遣先の実績（事業年度あたりの事業所数） | 27件   |
| 雇用安定措置を講じた人数の実績      | 対象者なし |

### 2. 労働者派遣に関する料金等

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 労働者派遣に関する料金の平均額（8時間／1日） | 13,050円 |
| 派遣労働者の賃金の平均額（8時間／1日）    | 9,813円  |
| マージン率                   | 24.8%   |

※なお、この割合には次の費用が含まれます。雇用主負担の健康診断料、有給休暇充当額、教育研修、福利厚生、募集広告費に係る費用等、雇用主負担の労災保険、雇用・厚生年金・社会保険料、営業、事業運営費用、賃料、人件費、通信費、営業利益等

### 3. 教育訓練に関する事項

| 教育訓練の種類             | 対象者   | 実施人数 | 実施方法   | 賃金支給状況 | 派遣労働者の費用負担の有無 |
|---------------------|-------|------|--------|--------|---------------|
| 新規採用者への訓練<br>安全衛生など | 新規採用者 | 87人  | OFF-JT | 無      | 無             |

### 4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否かの別：締結済

- ・対象となる派遣労働者の範囲：原則として、職業安定業務統計による広島地域及び該当業務に従事する各派遣先における従業員に適用する。
- ・当該協定の有効期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断

その他、キャリア・コンサルティングの相談窓口の問い合わせ先：082-962-6333 prime-office@prime-group.co.jp